

## 一般社団法人感染防止教育センター 賛助会員規則

第 1 条（目的） この規則は、一般社団法人感染防止教育センター（以下「感染防止教育センター」）の事業運営の原資とすべく賛助法人会員について定める。

第 2 条（会員） 賛助法人会員は、感染防止教育センターの事業に賛同し賛助法人会費（以下「会費」）を納入する法人で、社員総会の承認を得た者とする。

第 3 条（入会） 賛助法人会員の入会を希望する場合は、所定の書式に必要事項を記入の上申し込む。

第 4 条（会費） 賛助法人会員の会費は以下のとおりとする。

第 1 期（令和元年 9 月から令和 2 年 3 月末） 年会費 50,000 円/1 口

第 2 期以降 4 月～翌年 3 月末 年会費 50,000 円/1 口とする

2. 会費は、毎年 5 月末までに、当年度分を感染防止教育センターの指定する口座に一括して振り込む。
3. 新規に入会する場合は、入会と同時に当該年度分を納入する。
4. 既納の会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

第 5 条（変更の届出） 賛助法人会員は会員入会申込み後に、本店所在地等主たる事務所の住所や代表者および担当者の氏名・連絡先等に変更があった場合には、速やかに事務局に届け出る。

第 6 条（会員資格の喪失） 賛助法人会員は、次の各号の一に該当するときにその会員資格を失う。

- (1) 期限までに会費を納入しないとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) 除名されたとき。

第 7 条（退会） 賛助法人会員は、退会しようとするとき、その旨を書面にて事務局に届け出ることにより任意にいつでも退会することができる。

第 8 条（除名） 賛助法人会員にふさわしくない行為があると認められるときは、当該会員を除名することができる。

第 9 条（特典） 賛助法人会員は、次の特典を与えられる。

- (1) 年一回程度の活動会報の送付（但し会報は PDF にて Web 掲載に変更予定）
- (2) Web サイトへのリンク、テキストやコンテンツへの広告応募資格
- (3) その他のプロジェクトへの優先参加等、社員総会が定める特典申込

附則 この規則は、2019 年 10 月 1 日から施行する。